

東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業協力金交付事務取扱要領

制定 3福保感事第5191号

令和4年2月18日

改正 3福保感事第6504号

令和4年3月29日

第1 目的

この要領は、令和4年2月18日付3福保感事第5068号決定東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく協力金を支払うための事務取扱の基準及び方法を定め、もって交付事務の明確化、迅速化を図ることを目的とする。

第2 交付基準等

- (1) 都が要請した施設において従事した職種に応じた基準額の範囲内で支払う。
- (2) 支給対象期間は、都が要請した施設において従事した期間を上限とする。
- (3) 各職種における1時間当たりの基準額は以下のとおりとする。

ア 医師	7,700円
イ 保健師	2,200円
ウ 助産師	2,400円
エ 看護師、准看護師	2,100円

第3 交付手続

協力金の交付を受けようとする医療機関等は、以下の書類に必要事項を記入、押印の上、四半期ごとに取りまとめ、翌月10日までに東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課宛に提出する。

- (1) 医療従事者従事実績報告書（様式1）
- (2) 都が要請した施設における従事期間及び勤務時間数の実績を確認できる書類
- (3) 支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）

第4 交付決定及び交付

協力金の交付決定及び交付は、以下のとおりとする。

- (1) 第3に掲げる書類の提出があったときは、内容の確認を行い、協力金の交付決定を行うものとする。
- (2) 前号の規定により交付決定を行ったときは、交付決定を行った医療機関等の開設者に対して、速やかに協力金を支払う。

附 則

この要領は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月29日から施行し、令和3年12月15日から適用する。